

長浜市定住自立圏共生ビジョン懇談会開催要領

(目的)

第1条 長浜市定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たり、広く有識者等からの意見聴取を行うため、長浜市定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 長浜市定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 長浜市定住自立圏形成方針に掲げる取組事項に関連する分野の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に、座長及び副座長を置き、参加者の互選によって定める。

2 座長は、懇談会の進行をつかさどる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(開催期間)

第6条 懇談会の開催期間は、平成33年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。